

# 要介護者向け高齢者住宅は施設整備の自治体間格差が拡大



## 事業計画の見込みが立てづらい施設サービス

第7期介護保険事業計画が本年4月からスタートした。市町村または複数の自治体の広域連合体を保険者として、ニーズ調査にもとづいて施設サービス・居宅サービス・地域密着型サービスそれぞれの介護サービス見込み量を算定して介護保険事業計画がつくられる。しかし、実際にはニーズにもとづいたサービス量がそのまま計画に見込まれるわけではない。

施設サービスでは、社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームの新規開設が思わしくない。ニーズ調査で施設不足があっても、見込み量として計画値に計上しない市区町村が少なくない。

高齢化や過疎化など自治体の置かれた環境はまちまちで、サービス事業者の事業参入にさまざまな影響を与えている。人口の集まる都市部では、簡単に起業化できる居宅サービス事業は進出しやすいが、施設サービスは用地確保が困難で、高額な地代や建設コスト負担などのうえに整備費補助の減額などもあって、事業者負担は重く、事業意欲は弱まっている。税の優遇を受けられる社会福祉法人でも新規事業の立ち上げは困難な状態で、自治体のつくる介護保険事業計画の見込みが立てづらくなっている。

昨今では介護職員が確保できず、せっかく完成した施設の一部がオープンできないといった事態もおきている。

一方、介護保険実施前の、いわゆる措置時代には、特養ホームを他の自治体住民の受け皿として、その自治体から建設費や寄付金を受け取って整備してきた社会福祉法人がある。いわゆる特養ホームの「ベッド買い」だ。特養ホームを他の自治体の市民向けに確保することは法律に違反するとして見直された影響もあって、「ベッド買い」で過剰整備された自治体の特養ホームに空きベッドが目立ってきた。

施設サービスが不足する自治体は都市部に多く、要介護者の増加による不足状況がより一層、深刻化している。逆に、施設サービス余剰の自治体では特養ホームへの入所者が集まらず、経営不振に陥る社会福祉法人も出現し、供給不足と供給過多の自治体が混在するといった、ちぐはぐな現象がおきている。

## 豊島区などの住民は重度者の半数以上が施設に入れない

施設居住系サービスと小規模多機能サービスや24時間定期巡回・随時対応サービスの供給量から、要介護3～5の重度の要介護者を需要量としたときの差を2020年で試算した。

供給量が多ければ重度の要介護者すべてに包括的介護が行えることになり、逆に需要量が多ければ施設などへの入所が困難となる。

東京23区、関東圏、近畿圏の全市、中核都市、政令指定都市で、介護サービスの需給バランスをみてみよう。

要介護3以上の重度要介護者すべての人に、施設居住系サービスなどの包括的介護サービスが提供できるのは、埼玉県さいたま市(余剰2468人分)、東京都青梅市(1635人分)、静岡県浜松市(1136人分)、神奈川県三浦市(1040人分)など31市ある。1000人を超える余剰が出ると予測される上記4市では、この余剰分で、他の自治体の重度要介護者を積極的に受け入れることになるだろう。

また、供給割合が50%を切っている25市区、なかでも40%を切っている東京都豊島区・千代田区・目黒区、沖縄県那覇市、大阪府柏原市の住民は、重度要介護者の半数以上の人たちが、自分の住む自治体での施設入所をあきらめざるを得ないという現実を突きつけられている。

要介護者にとって、介護サービスが提供されない、そして施設への入所がかなわない現実は、要介護者本人はもちろんのこと、その家族を含めて重大な問題だ。生活の質は著しく低下し、生命にまで影響しかねない事態となる。介護難民の発生を防ぐためにも、介護保険事業計画をつくりっぱなしにせず、最悪でも見込み量が未達にならないよう、自治体は努力しなければならない。



Name 田村 明孝  
たむら・あきたか

Profile タムラプランニング&オペレーティング代表。  
有料老人ホームなどの開設コンサルティングのほか、全国の高齢者施設、介護保険居宅サービス、自治体の介護保険事業計画のデータベースの収集・販売などを手がける。高齢者住宅連絡協議会事務局長。